

## 居住見守り・残置物制度まとめ

	概要	費用	対応可能な内容								備考	
			見守り	駆けつけ 安否確認	身元保証	生活相談	金銭管理	残置物処理	特殊清掃	葬儀		
もーやっこサポート	冷蔵庫の開閉を感知することで見守りを行う	月額980円（居住支援で入居の方は負担なし）	○									
まごころ生活支援	居宅訪問・電話などの見守りサービス、安否確認、生活相談、緊急・トラブル時の相談	会員年会費 3,000円	○	○		○						
少額短期保険（家財保険） 参考：新ハトマーク補償ワイド （㈱宅建ファミリー共済）	賃貸住宅入居者向けの家財保険だが、住居内入居者死亡費用拡大特約により、残置物処理、特殊清掃の対応可能 ※少額短期保険なので、契約期間は1または2年	補償により金額は異なるが、1年契約で9,500円～、2年契約で18,000円～						○	○			・遺品整理補償は賃貸借契約の終了が必要 →①終身建物賃貸借制度 <sup>*</sup> を利用し、契約を終了する ②大家などから相続人代表に契約終了の確認をする が原則。
残置物モデル条項	単身の高齢者が死亡した際に契約関係及び残置物を円滑に処理できるように、賃借人と受任者との間で締結する①賃貸借契約の解除、②残置物の処理を内容とした死後事務委任契約等に係る契約条項モデル	—						○				・賃貸借契約の解除や残置物の処理は、あらかじめ指定の受任者（推定相続人、居住支援法人、管理会社）が行う ・事前に死後廃棄する家財と廃棄しない家財（指定残置物）を分ける必要がある。（指定残置物以外は原則廃棄） ・高齢単身者が対象なので、すべての住居確保要配慮者が利用できるわけではない →途中で独居となった場合は対象になる？
成年後見制度	物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、財産管理や身上監護（本人の生活を維持するために必要な契約行為）などについて法律的に支援	裁判所の審判により決定 ※市の助成制度あり					○					・裁判所への申し立てが必要なため、決定までに時間がかかる ・身元保証はできないが、身上監護は支援でき、緊急連絡先としてご対応いただける場合も多い ・死後処理等は対応できない
日常生活自立支援事業	契約などの判断が不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などに不安のある方を対象に福祉サービスを利用を支援	福祉サービスの利用援助、 日常的な金銭管理サービス： 1回2,000円 書類等の預かりサービス： 年間3,000円					○					・福祉サービスの利用援助が前提 ・成年後見制度と違い、あくまで支援であるので、本人の意思決定能力が著しく低いと利用できない

その他残置物等処理に対して事前に利用できるサービス	家財道具整理（生前整理・遺品整理）、引っ越し、片付けレンタルコンテナ 等
---------------------------	--------------------------------------

○他市町で実施の支援

	概要	費用	対応可能な内容								備考
			見守り	駆けつけ 安否確認	身元保証	生活相談	金銭管理	残置物処理	特殊清掃	葬儀	
株式会社 あんど (千葉県 居住支援法人)	生活サポート付き住宅、居住支援法人、権利擁護事業、相談支援事業等を行っている。		○	○		○	○	○			
居住支援センター「れんこん村」 (愛西市 居住支援法人)	身元保証、生活支援、金銭管理、緊急時の支援、葬儀・納骨について支援（※少額短期保険を利用）	基本会費：5,000円/月 (少額短期保険料2,000円を含む) 事務手数料：6,000円/年 ※身元保証、日常生活支援、葬儀等は別途費用がかかる	○	○	○	○	△	○		△	金銭管理、終末単独支援（葬儀等支援）は財産・内容により相談となる
なごやかエンディングサポート (名古屋市社協事業)	あらかじめ預託金を預かり、契約者が亡くなったときに、預託金で、葬儀・納骨、死亡後の債務の支払い、行政官庁等への各種届け、残存家財処分等を行う	<利用料> 契約時費用：16,500円 年間利用料：11,000円  <預託金> 葬儀・死亡後の債務の支払い等：500,000円以上 残存家財処分：業者の見積額等	○		○				○	○	<利用条件> (1)名古屋市内に居住する70歳以上の高齢者であること (2)明確な契約能力を有すること (3)原則、直系卑属（子や孫など）がいないこと (4)生活保護を受給していないこと (5)預託金（葬儀・死亡後の債務の支払い等：50万円以上、残存家財処分：業者見積額等）を納められること (6)原則、公正証書遺言により遺言執行者を定めていること (7)本事業の円滑な実施に支障がないと本会の会長が認めた者であること

※終身建物事業賃貸借制度とは・・・

国土交通省が平成13年に創設した、賃借人が死亡することによって賃貸借契約が終了する（相続されない）契約制度。

メリット	賃借人が死亡しても借家権が相続されないため、賃貸人の負担が減る。→高齢者が家を借りやすくなる
事業者の手続き	都道府県知事から認可を受ける必要がある。→住宅に対して認可を受ければよく、個別の契約ごとの認可は必要ない
認可基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・終身賃貸事業者が、事業の遂行に必要な資力・信用・その他必要な能力を有するものであること</li> <li>・賃貸住宅が基準に適合するものであること             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 規模・設備 1戸当たり原則25㎡（約14畳以上）、各戸に台所、水洗便所、浴室等を具備していること</li> <li>(2) 国土交通省令で定めるバリアフリー基準（加齢対応構造）に適合 原則として床に段差がないこと、便所・浴室・住戸内の階段に手すりを設けること、3階以上の建物にはエレベーターを設置すること など</li> </ul> </li> <li>・賃貸住宅において、終身建物賃貸借をするものであること 等</li> </ul>
利用者の要件	自らが居住するため住宅を必要とする60歳以上の高齢者であって、同居するものがないか、同居するものが配偶者（60歳未満可）か、60歳以上の親族である者